



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（病院、診療所）について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、令和 4 年 12 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、新興感染症が流行した場合の医療機関の役割を明確化し実効的な準備体制を構築するために、事前に都道府県と医療機関で医療措置協定を締結すること等が法制化された旨、令和 4 年 12 月 27 日付福岡県医発第 2697 号（地）にてご連絡いたしました。

医療措置協定の内容は、①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣、⑥個人防護具の備蓄となっており、令和 6 年 9 月末までに締結する予定とされております。

今般、福岡県保健医療介護部より、厚生労働省作成の「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」に沿って、県内すべての医療機関に対し、現時点における協定締結に係る意向を把握することを目的とした標記調査に関する協力依頼がありました。

本調査においては、新興感染症発生時の対応に当たり、まずは新型コロナ対応での最大の体制を目指すこととされていることから、新型コロナへの対応実績を念頭に、病床確保や発熱外来等の対応見込み数を回答することとされ、その結果は今年度、福岡県において策定予定の感染症予防計画及び第 8 次医療計画（新興感染症）に反映される予定です。ただし、本調査の回答により協定を締結するものではありません。

本会としましては、7 月 27 日開催の第 13 回全理事会において協議の結果、本調査に協力することといたしました。

つきましては、貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解の上、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査内容 「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【病院・有床診療所用又は無床診療所用】
2. 回答期限 令和 5 年 8 月 17 日（木）
3. 回答方法 ふくおか電子申請サービス（別添県通知の URL 又は二次元コードより）
4. 問合せ先 別紙のとおり（医療機関の所在地別に設定）

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

全医療機関のご回答をお願いいたします。

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症企画係)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（病院、診療所）について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）において、平時から、都道府県と医療機関の間で、医療措置協定（医療提供体制の確保に関する協定）を締結する仕組みが法定化されました。

また、厚生労働省作成のガイドライン（感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン）において、都道府県が医療措置協定の協議及び締結作業を行うに当たっては、新型コロナの対応を念頭に、医療機関に対し事前調査を実施するよう、調査項目等が示されたところです。

つきましては、医療措置協定の締結に向けて、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、下記の調査に御協力いただきますよう、貴会会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、本調査の回答により、協定内容が確定するものではないことを申し添えます。

記

- 1 調査内容 「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【病院・有床診療所用又は無床診療所用】

※ 調査票内の留意事項を御確認の上、回答をお願いします。

- 2 回答期限 令和 5 年 8 月 1 7 日（木）

- 3 回答方法 ふくおか電子申請サービス

- 以下の URL 又は二次元コードから、入力をお願いします。

URL

<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=yEexwEvS>

二次元コード



- 入力時間に制限（約 1 時間）がありますので、あらかじめ回答作成の上、時間内に入力をお願いします。

（データの一時保存は可能）

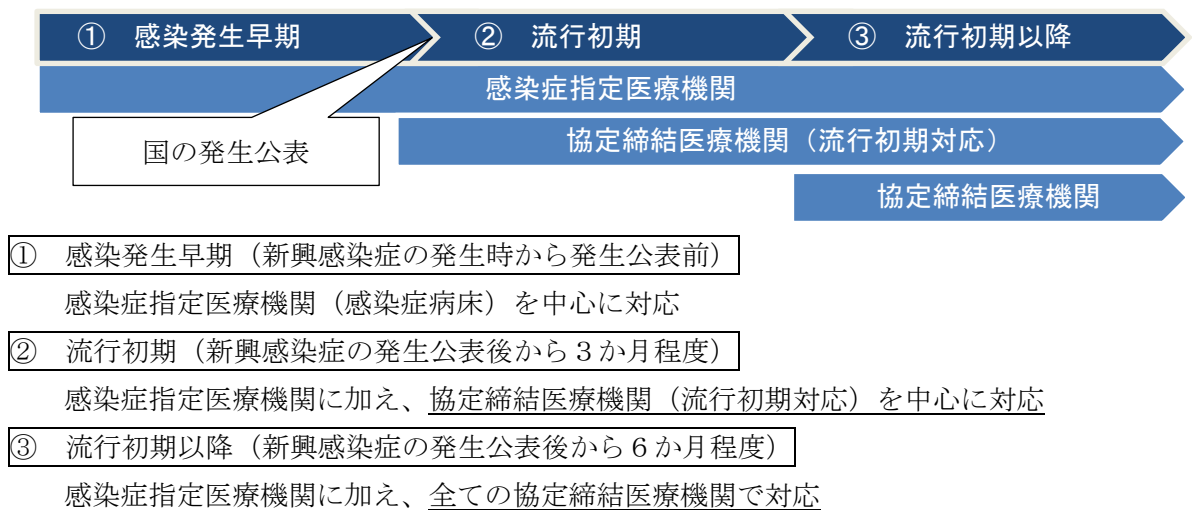
- 4 問合せ先 別紙のとおり（医療機関の所在地別に設定）

5 備考

○ 基本的な考え方

- 医療措置協定においては、双方の合意をもって締結する予定です。具体的な進め方については今後、県感染症対策連携協議会や医療関係団体と協議を行いながら進めてまいります。なお、協定締結は、令和6年9月末までに完了を目指すこととしています。
- 想定する新興感染症は「感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症」を対象とし、各医療機関の機能や役割に応じて、対応時期（流行初期、流行初期以降）を分けて協定を締結する予定です。
- 新興感染症の発生時には、まずは感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応し、対応により得られた知見等が、国から都道府県及び医療機関に周知され、協定を締結した医療機関の対応は、国（厚生労働大臣）による新興感染症の発生公表後となります。

＜新興感染症対応の医療機関（入院）のイメージ＞



- なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナウイルスへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

○ 事前調査

- 調査票については、新型コロナ対応において、様々な変化（変異株）に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、新型コロナへの対応実績を念頭に回答をお願いします。
- 「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒しで対応することを目指すこととされているため、2020年12月の実績値を参考として回答ください。

「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の実績値（最大値）を参考として回答ください。

【参考】本県の新型コロナ対応実績

2020年12月時点 確保病床数 576 床（うち、重症者用 105 床）、発熱外来数 1,304 機関

2022年12月時点 確保病床数 2,024 床（うち、重症者用 217 床）、発熱外来数 2,081 機関
自宅療養者等への医療の提供（医療機関 1,000 機関、薬局 2,015 機関、
訪問看護事業所 47 機関）、後方支援医療機関 226 機関、人材派遣数 24 人

- 回答に当たっては、平時の医療提供体制（院内感染の発生がなく、人員や物資等が不足していない）が確保できている前提で回答をお願いします。

6 参考資料

- ・ 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和 5 年 5 月 26 日厚生労働省作成）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

二次元コード



所在地	組織名	問合せ先
北九州市	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 感染症企画係	TEL : 092-643-3596 Email: kansenshou- kyoutei01@pref.fukuoka.lg.jp
福岡市		
久留米市		
筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-513-5584
古賀市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-939-1746
糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	TEL : 092-322-5579
中間市、宗像市、福津市、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0940-36-6098
直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、小竹町、鞍手町、 桂川町	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0948-21-4972
田川市、香春町、添田町、 糸田町、川崎町、大任町、 福智町、赤村	田川保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0947-42-9379
小郡市、うきは市、 朝倉市、筑前町、東峰村、 大刀洗町	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0946-22-9886
大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、 みやま市、大木町、広川町	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0944-72-2812
行橋市、豊前市、苅田町、 みやこ町、吉富町、 上毛町、築上町	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0930-23-3935

設問の条件設定に
ついての説明付き

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票（病院、有床診療所）

回答期限 令和5年8月17日（木） ※ ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

医療機関種別：	病院／有床診療所 ¹
医療機関コード（保険機関コード）：	²
医療機関名：	³
管理者氏名：	⁴
担当者氏名：	⁵
所在地：	⁶
電話番号：	⁷
メールアドレス：	⁸
医師会会員・非会員の区分：	会員／非会員 ⁹

1 新型コロナ対応の実績確認

貴医療機関における新型コロナ対応について、ご回答をお願いします。

- (1) 2022年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数
うち、新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- (2) 新型コロナ対応において、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関としての指定を受けていたことがありますか
- (3) 2022年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていましたか
- (4) 新型コロナ対応で、自宅療養者等への対応（往診、電話・オンライン診療、健康観察）を行ったことがありますか
- (5) 新型コロナ対応で、後方支援医療機関としての役割をしていたことがありますか
- (6) 新型コロナ対応で、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがありますか
- (7) 新型コロナ対応で、個人防護具を備蓄していましたか

	床 ¹⁰
	床 ¹¹
	有／無 ¹²
	有／無 ¹³
	有／無 ¹⁴
	有／無 ¹⁵
	有／無 ¹⁶
	有／無 ¹⁷

留意事項

【事前調査の概要】

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法において、平時から、都道府県と医療機関の間で、医療提供体制の確保に関する協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。
- ・このため、今回、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、事前調査にご協力いただきますようお願いします。

【回答方法】

- ・今回の調査で、回答いただきたい項目は色付セルとなります。
- ・左記の調査票をご確認いただき、色付セルの項目について、ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。
- ※セルの右上の数字はふくおか電子申請サービスの設問番号と一致していますので、当該サービスに入力する際にご参照ください。

※当該サービスでは、回答した内容に応じて、回答を要する設問が表示されるよう条件設定をしています。設問番号18以降で条件を設定している設問は、太枠黄色セル（各太枠の左上に説明付）で示していますのでご参照ください。

- ・ふくおか電子申請サービスは、入力時間に制限（1時間程度）がありますので、時間内に入力をお願いします。（データの一時保存可能）
- ・ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

【補足】

- ・本調査の回答により、協定内容が確定するものではありません。

1 新型コロナ対応の実績確認

【本県の実績（2022年12月時点）】

- ・確保病床数：2,024床（うち、重症者用病床確保数：217床）
- ・発熱外来数：2,081機関
- ・自宅療養者への医療の提供
医療機関 ：1,000機関
薬局 ：2,015機関
訪問看護事業所 ：47機関
- ・後方支援医療機関：226機関
- ・人材派遣数：24人

【参考：本県の実績（2020年12月時点）】

- ・確保病床数：576床（うち、重症者用病床確保数：105床）
- ・発熱外来数：1,304機関

2 感染症法の協定締結の意向

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定の締結に向けて、以下6項目（①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣、⑥個人防護具の備蓄）についてご回答をお願いします。

なお、新型コロナ対応において、様々な変化に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、貴医療機関における新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、ご回答をお願いします。

① 病床確保

患者の受入病床として確保可能な病床の見込数について、以下に病床区分ごとに回答ください。見込及び実績がない場合は「0」を入力してください。

ただし、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床は、見込数に含めないでください。

なお、「うち数」は重複して構いません。（例：精神疾患を有する患者かつ認知症患者の対応が可能な場合は、それぞれの項目に重複して確保病床数を入力）

項目	対応可否 (見込)	見込数		見込数	
		【流行初期】※1 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の確保病床数)	【流行初期以降】※2 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の確保病床数)
最大確保病床数（全体）		床 ¹⁹	床 ²⁰	床 ³⁹	床 ⁴⁰
最大確保病床数のうち、 重症者用確保病床数		設問番号19の回答が 1以上の場合、ご回 答ください。床 ²¹	設問番号20の回答が 1以上の場合、ご回 答ください。床 ²²	設問番号39の回答が1 以上の場合、ご回答く ださい。床 ⁴¹	設問番号40の回答が 1以上の場合、ご回 答ください。床 ⁴²
最大確保病床数のうち、 特別に配慮が必要な患者の対応可否（対応可能な項目にチェックを入れる）及びその確保病床数 ※3					
精神疾患を有する患者	☐ ¹⁸	設問番号19の回答が 1以上の場合、対応 可能な患者について ご回答ください。床 ²³	設問番号20の回答が 1以上の場合、全患 者についてご回答く ださい。床 ²⁴	設問番号39の回答が1 以上の場合、対応可能 な患者についてご回答 ください。床 ⁴³	設問番号40の回答が 1以上の場合、全患 者についてご回答く ださい。床 ⁴⁴
妊産婦	☐ ¹⁸				
小児	☐ ¹⁸				
障がい児者	☐ ¹⁸				
認知症患者	☐ ¹⁸				
がん患者	☐ ¹⁸				
透析患者	☐ ¹⁸				
外国人	☐ ¹⁸				
いずれも対応不可	☐ ¹⁸				

後方支援医療機関との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響（特に流行初期の連携・対応について現時点で予定があれば記載してください）等：

59

2 感染症法の協定締結の意向

【前提】

- ・想定する新興感染症は、左記のとおりです。
- ・なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

①病床確保

※1「流行初期」

- ・感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）から、3ヶ月の間を指します。
- ・「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒して対応することを目指すこととされているため、2020年12月の入院病床数の実績値を参考として回答ください。

※2「流行初期以降」

- ・上記の「流行初期」から3ヶ月程度（発生の公表後4～6ヶ月まで）の間を指します。
- ・「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の入院病床数の実績値（最大値）を参考として回答ください。

※3「特別に配慮が必要な患者用」

- ・病床数は、最大確保予定病床数（全体）のうち、各項目の患者の受入可能数（最大値）を回答ください。

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数及び検査可能数について、以下に回答ください。あわせて、かかりつけ患者以外の受入れや、小児の対応が可能か回答ください。

見込及び実績がない場合は「0」を入力してください。

なお、検査数は、貴医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合のみ、持続的に検査可能な（最大の）数を回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期】※1 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の対応)	【流行初期以降】※2 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応)
発熱外来患者数	人/日 ⁶⁰	人/日 ⁶¹	人/日 ⁶⁸	人/日 ⁶⁹
検査（核酸検出検査）数 ※3	件/日 ⁶²	件/日 ⁶³	件/日 ⁷⁰	件/日 ⁷¹
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者） 以外 の受入可否	設問番号60の回答が1以上の場合、ご回答ください。	設問番号61の回答が1以上の場合、ご回答ください。	設問番号68の回答が1以上の場合、ご回答ください。	設問番号69の回答が1以上の場合、ご回答ください。
小児の対応可否	可/否 ⁶⁴	有/無 ⁶⁵	可/否 ⁷²	有/無 ⁷³
	可/否 ⁶⁶	有/無 ⁶⁷	可/否 ⁷⁴	有/無 ⁷⁵

③ 自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）に自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応有無)	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで) 対応（複数選択可）	【参考】新型コロナ実績 いずれかの対応実績がある場合は、その項目を選択
自宅療養者等への医療の提供の対応	可（最大 人/日）/否 ⁷⁶ 【人数は可能であれば入力】	有/無 ⁷⁷	往診/電話診療/オンライン診療 ⁷⁸ 設問番号76の回答が「可」の場合、ご回答ください。	往診/電話診療/オンライン診療 ⁷⁹ 設問番号77の回答が「有」の場合、ご回答ください。
高齢者施設（※2）の対応可否	可/否 ⁸⁰	有/無 ⁸¹		
障がい者施設の対応可否	設問番号76の回答が「可」の場合、ご回答ください。	設問番号77の回答が「有」の場合、ご回答ください。		
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者） 以外 の対応可否	可/否 ⁸²	有/無 ⁸³		
	可/否 ⁸⁴	有/無 ⁸⁵		

④ 後方支援

後方支援（回復患者の転院受入、病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入）の対応が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期】 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の対応)	【流行初期以降】 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応)
後方支援の対応可否	可/否 ⁸⁶	有/無 ⁸⁷	可/否 ⁸⁸	有/無 ⁸⁹

② 発熱外来

※1「流行初期」

・新型コロナ発生後1年後（2020年12月）の外来対応数・検査数の実績値を参考として回答ください。

※2「流行初期以降」

・新型コロナ対応で確保した最大の体制（2022年12月以降）の実績値を参考として回答ください。

※3「検査（核酸検出検査）数」

・核酸検出検査（PCR検査、LAMP法、NEAR法等）数を回答し、抗原検査（定性、定量）は含まないでください。
・医療機関で検体採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査数に含まないでください。

③ 自宅療養者等への医療の提供

※1「流行初期以降」

・流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）の対応可否について、新型コロナ対応で確保した最大値の体制（2022年12月）の実績を参考に回答ください。

※2「高齢者施設」

・高齢者施設は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定しています。

⑤ 人材派遣

他の医療機関等に人材派遣が対応可能な人数の見込みについて、以下に回答ください。なお、「うち数」は重複して構いません。

（例：DMATかつ感染症医療担当従事者の人材の場合は、それぞれの項目に重複して人数を入力）

派遣人材		見込数【流行初期以降】（発生公表後4～6ヶ月まで）		
		一定期間（2～3日程度）派遣可否（派遣可能な人数）	うち、県外派遣可能な人数	【参考】新型コロナ実績
医師		可/否（人） 【否の場合、0を入力】	人	人
うち、DMAT	設問番号90の回答が1以上の場合、ご回答ください。	人	人	人
うち、DPAT		人	人	人
うち、感染症医療担当従事者 ※1		人	人	人
うち、感染症予防等業務関係者 ※2		人	人	人
看護師		可/否（人） 【否の場合、0を入力】	人	人
うち、DMAT	設問番号105の回答が1以上の場合、ご回答ください。	人	人	人
うち、DPAT		人	人	人
うち、感染症医療担当従事者		人	人	人
うち、感染症予防等業務関係者		人	人	人
その他職種： ※3		可/否（人） 【否の場合、0を入力】	人	人
うち、DMAT	設問番号120の回答が1以上の場合、ご回答ください。	人	人	人
うち、DPAT		人	人	人
うち、感染症医療担当従事者		人	人	人
うち、感染症予防等業務関係者		人	人	人
※その他職種の内訳		人	人	人
訓練・研修の実施の有無 ※4		有/無	有/無	有/無

【参考：医師会会員のみご回答ください】 JMATについて

※ 改正感染症法による協定の対象となるのは上記人材派遣に医療機関として対応していただく場合のみです。

（JMATのみ対応可能な場合は協定の対象にはなりません）

		見込数【流行初期以降】（発生公表後4～6ヶ月まで）		
		対応可否（対応可能な人数）	うち、県外対応可能な人数	【参考】新型コロナ実績
JMAT		可/否（人） 【否又は不明の場合、0を入力】	人	人
うち、医師	設問番号139の回答が1以上の場合、ご回答ください。	人	人	人
うち、看護師		人	人	人
うち、その他職種		人	人	人
その他職種の内訳		人	人	人

当該セルの上の設問の回答が1以上の場合、当該セルについてご回答ください。

⑤人材派遣

※1「感染症医療担当従事者」

・感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者を指します。

※2「感染症予防等業務関係者」

・感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保（ゾーニング等の感染対策）にかかる業務に従事する医師、看護師、その他の医療関係者を指します。

（感染対策部門の従事者を想定）

※3「その他職種」

・具体的な職種の名称（薬剤師、臨床検査技師等）を「※その他職種の内訳」に記載してください。

※4「訓練・研修の実施の有無」

・院内外を問わず、PPEを着用した診療・検体採取訓練や移送訓練等の感染症患者対応の訓練・研修の実施の見込み及び新型コロナ実績を回答ください。

⑥ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答ください。

項目	備蓄予定月数 (単位：〇ヶ月分) ※1	備蓄予定枚数 (単位：枚(手袋は双))	新興感染症発生・まん延時の施設の使 用量2ヶ月分 (単位：枚(手袋は双)) ※2
サージカルマスク	153	154	155
N95マスク ※3	156	157	158
アイソレーションガウン ※4	159	160	161
フェイスシールド ※5	162	163	164
非滅菌手袋 ※6	165	166	167

調査項目は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

⑥個人防護具の備蓄

※1「〇ヶ月分」

・備蓄予定量は、全品目2ヶ月分を推奨していますが、「2ヶ月分」以外でも、例えば「1.5ヶ月分」や「3ヶ月分」など、対応可能な備蓄量を回答ください。

・単位は「ヶ月分」ですので、1週間を0.25ヶ月と換算して回答ください。

(例) 10週間分備蓄する場合の回答 → 2.5

※2「新興感染症発生・まん延時の施設の使用量2ヶ月分」

・貴医療機関の施設全体の使用量2ヶ月分を指します。

・特定の感染の波における使用量での2ヵ月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量での2ヵ月分を回答ください。

※3「N95マスク」

・DS2マスクでの代替も可能です。

※4「アイソレーションガウン」

・プラスチックガウンも含まれます。

※5「フェイスシールド」

・再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能で、必要人数分の1日使用量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄を要しません。

※6「非滅菌手袋」

・数量は、双(左右セットで1双)で計上ください。

(例) 100枚入りの製品を100箱備蓄する場合の備蓄予定枚数の回答 → 5000

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票（無床診療所用※回答不要項目は見え消しにしています）

設問の条件設定に
についての説明付き

回答期限 令和5年8月17日（木） ※ ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

医療機関種別：	無床診療所 ¹
医療機関コード（保険機関コード）：	²
医療機関名：	³
管理者氏名：	⁴
担当者氏名：	⁵
所在地：	⁶
電話番号：	⁷
メールアドレス：	⁸
医師会会員・非会員の区分：	会員／非会員 ⁹

1 新型コロナ対応の実績確認

貴医療機関における新型コロナ対応について、ご回答をお願いします。

- （1） 2022年12月時点の新型コロナウイルス感染症患者用の最大確保病床数
———うち、新型コロナウイルス感染症重症患者用の最大確保病床数
- （2） 新型コロナ対応において、新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関としての指定を受けていたことがありますか
- （3） 2022年12月時点で、診療・検査医療機関の指定を受けていましたか
- （4） 新型コロナ対応で、自宅療養者等への対応（往診、電話・オンライン診療、健康観察）を行ったことがありますか
- （5） 新型コロナ対応で、後方支援医療機関としての役割をしていたことがありますか
- （6） 新型コロナ対応で、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがありますか
- （7） 新型コロナ対応で、個人防護具を備蓄していましたか

回答不要	
有／無 ¹³	
有／無 ¹⁴	
有／無 ¹⁵	
有／無 ¹⁶	
有／無 ¹⁷	

留意事項

【事前調査の概要】

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法において、平時から、都道府県と医療機関の間で、医療提供体制の確保に関する協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。
- ・このため、今回、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、事前調査にご協力いただきますようお願いします。

【回答方法】

- ・今回の調査で、回答いただきたい項目は色付セルとなります。
- ・左記の調査票をご確認いただき、色付セルの項目について、ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。
- ※セルの右上の数字はふくおか電子申請サービスの設問番号と一致していますので、当該サービスに入力する際にご参照ください。

※当該サービスでは、回答した内容に応じて、回答を要する設問が表示されるよう条件設定をしています。設問番号18以降で条件を設定している設問は、太枠黄色セル（各太枠の左上に説明付）で示していますのでご参照ください。

- ・ふくおか電子申請サービスは、入力時間に制限（1時間程度）がありますので、時間内に入力をお願いします。（データの一時保存可能）
- ・ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

【補足】

- ・本調査の回答により、協定内容が確定するものではありません。

1 新型コロナ対応の実績確認

【本県の実績（2022年12月時点）】

- ・確保病床数：2,024床（うち、重症者用病床確保数：217床）
- ・発熱外来数：2,081機関
- ・自宅療養者への医療の提供
医療機関 ：1,000機関
薬局 ：2,015機関
訪問看護事業所 ：47機関
- ・後方支援医療機関：226機関
- ・人材派遣数：24人

【参考：本県の実績（2020年12月時点）】

- ・確保病床数： 576床（うち、重症者用病床確保数：105床）
- ・発熱外来数：1,304機関

2 感染症法の協定締結の意向

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定の締結に向けて、以下6項目（①病床確保、②発熱外来、③自宅療養者への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣、⑥個人防護具の備蓄）についてご回答をお願いします。

なお、新型コロナ対応において、様々な変化に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、貴医療機関における新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、ご回答をお願いします。

④ 病床確保

患者の受入病床として確保可能な病床の見込数について、以下に病床区分ごとに回答ください。見込及び実績がない場合は「0」を入力してください。

ただし、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床及び結核病床は、見込数に含めないでください。

なお、「うち数」は重複して構いません。（例：精神疾患を有する患者かつ認知症患者の対応が可能な場合は、それぞれの項目に重複して確保病床数を入力）

項目	対応可否 (見込)	見込数		見込数	
		【流行初期】※1 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の確保病床数)	【流行初期以降】※2 (発生公表後4～6ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の確保病床数)
最大確保病床数（全体）		回答不要			
最大確保病床数のうち、 重症者用確保病床数					
最大確保病床数のうち、 特別に配慮が必要な患者の対応可否（					
精神疾患を有する患者					
妊産婦					
小児					
障がい児者					
認知症患者					
がん患者		回答不要			
透析患者					
外国大					
いずれも対応不可					

後方支援医療機関との連携予定や病床確保に当たっての通常医療への影響（特に流行初期の連携・対応について現時点で予定があれば記載してください）等：

回答不要

59

2 感染症法の協定締結の意向

【前提】

- ・想定する新興感染症は、左記のとおりです。
- ・なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

④病床確保

※1「流行初期」

→感染症法に基づく、厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表（新興感染症に位置付ける旨の公表）から、3ヶ月の間を指します。

→「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒しで対応することを目指すこととされているため、2020年12月の入院病床数の実績値を参考として回答ください。

※2「流行初期以降」

→上記の「流行初期」から3ヶ月程度（発生の公表後4～6ヵ月まで）の間を指します。

→「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の入院病床数の実績値（最大値）を参考として回答ください。

※3「特別に配慮が必要な患者用」

→病床数は、最大確保予定病床数（全体）のうち、各項目の患者の受入可能数（最大値）を回答ください。

② 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数及び検査可能数について、以下に回答ください。あわせて、かかりつけ患者以外の受入れや、小児の対応が可能か回答ください。
見込及び実績がない場合は「0」を入力してください。
なお、検査数は、貴医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合のみ、持続的に検査可能な（最大の）数を回答ください。

項目	見込		見込					
	【流行初期】※1 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の対応)	【流行初期以降】※2 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応)				
発熱外来患者数	人/日 ⁶⁰	人/日 ⁶¹	人/日 ⁶⁸	人/日 ⁶⁹				
検査（核酸検出検査）数 ※3	件/日 ⁶²	件/日 ⁶³	件/日 ⁷⁰	件/日 ⁷¹				
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者） 以外 の受入可否	設問番号60の回答が1以上の場合、ご回答ください。	可/否 ⁶⁴	設問番号61の回答が1以上の場合、ご回答ください。	有／無 ⁶⁵	設問番号68の回答が1以上の場合、ご回答ください。	可/否 ⁷²	設問番号69の回答が1以上の場合、ご回答ください。	有／無 ⁷³
小児の対応可否		可/否 ⁶⁶		有／無 ⁶⁷		可/否 ⁷⁴		有／無 ⁷⁵

③ 自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）に自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応有無)	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで) 対応（複数選択可）	【参考】新型コロナ実績 いずれかの対応実績がある場合は、その項目を選択
自宅療養者等への医療の提供の対応	可（最大 人/日）/否 ⁷⁶ 【人数は可能であれば入力】	有/無 ⁷⁷	往診/電話診療/オンライン診療 ⁷⁸ 設問番号76の回答が「可」の場合、ご回答ください。	往診/電話診療/オンライン診療 ⁷⁹ 設問番号77の回答が「有」の場合、ご回答ください。
高齢者施設（※2）の対応可否		可/否 ⁸⁰		有/無 ⁸¹
障がい者施設の対応可否	設問番号76の回答が「可」の場合、ご回答ください。	可/否 ⁸²	設問番号77の回答が「有」の場合、ご回答ください。	有/無 ⁸³
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者） 以外 の対応可否		可/否 ⁸⁴		有/無 ⁸⁵

④ 後方支援

後方支援（回復患者の転院受入、病床確保する医療機関に代わっての一般患者の受入）の対応が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期】 (発生公表後3ヵ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2020年12月の対応)	【流行初期以降】 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応)
後方支援の対応可否	可/否 ⁸⁶	有/無 ⁸⁷	可/否 ⁸⁸	有/無 ⁸⁹

② 発熱外来

※1 「流行初期」

・新型コロナ発生後1年後（2020年12月）の外来対応数・検査数の実績値を参考として回答ください。

※2 「流行初期以降」

・新型コロナ対応で確保した最大の体制（2022年12月以降）の実績値を参考として回答ください。

※3 「検査（核酸検出検査）数」

・核酸検出検査（PCR検査、LAMP法、NEAR法等）数を回答し、抗原検査（定性、定量）は含まないでください。
・医療機関で検体採取のみ行い、分析は外部に委託する場合は検査数に含まないでください。

③ 自宅療養者等への医療の提供

※1 「流行初期以降」

・流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）の対応可否について、新型コロナ対応で確保した最大値の体制（2022年12月）の実績を参考に回答ください。

※2 「高齢者施設」

・高齢者施設は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定しています。

⑤ 人材派遣

他の医療機関等に人材派遣が対応可能な人数の見込みについて、以下に回答ください。なお、「うち数」は重複して構いません。

(例：DMATかつ感染症医療担当従事者の人材の場合は、それぞれの項目に重複して人数を入力)

派遣人材		見込数【流行初期以降】（発生公表後4～6ヶ月まで）		
		一定期間（2～3日程度）派遣可否（派遣可能な人数）	うち、県外派遣可能な人数	【参考】新型コロナ実績
医師	可/否（人） 【否の場合、0を入力】	90 人	91 人	92 人
	うち、DMAT	93 人	94 人	95 人
	うち、DPAT	96 人	97 人	98 人
	うち、感染症医療担当従事者 ※1	99 人	100 人	101 人
	うち、感染症予防等業務関係者 ※2	102 人	103 人	104 人
看護師	可/否（人） 【否の場合、0を入力】	105 人	106 人	107 人
	うち、DMAT	108 人	109 人	110 人
	うち、DPAT	111 人	112 人	113 人
	うち、感染症医療担当従事者	114 人	115 人	116 人
	うち、感染症予防等業務関係者	117 人	118 人	119 人
その他職種： ※3	可/否（人） 【否の場合、0を入力】	120 人	121 人	122 人
	うち、DMAT	123 人	124 人	125 人
	うち、DPAT	126 人	127 人	128 人
	うち、感染症医療担当従事者	129 人	130 人	131 人
	うち、感染症予防等業務関係者	132 人	133 人	134 人
	※その他職種の内訳	135 人	136 人	137 人
訓練・研修の実施の有無 ※4		有／無 137	有／無 138	

【参考：医師会会員のみご回答ください】 JMATについて

※ 改正感染症法による協定の対象となるのは上記人材派遣に医療機関として対応していただく場合のみです。

(JMATのみ対応可能な場合は協定の対象にはなりません)

		見込数【流行初期以降】（発生公表後4～6ヶ月まで）		
		対応可否（対応可能な人数）	うち、県外対応可能な人数	【参考】新型コロナ実績
JMAT	可/否（人） 【否又は不明の場合、0を入力】	139 人	140 人	141 人
	うち、医師	142 人	143 人	144 人
	うち、看護師	145 人	146 人	147 人
	うち、その他職種	148 人	149 人	150 人
	その他職種の内訳	151 人	152 人	153 人

当該セルの上の設問の回答が1以上の場合、当該セルについてご回答ください。

⑤人材派遣

※1「感染症医療担当従事者」

・感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者を指します。

※2「感染症予防等業務関係者」

・感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保（ゾーニング等の感染対策）にかかる業務に従事する医師、看護師、その他の医療関係者を指します。

（感染対策部門の従事者を想定）

※3「その他職種」

・具体的な職種の名称（薬剤師、臨床検査技師等）を「※その他職種の内訳」に記載してください。

※4「訓練・研修の実施の有無」

・院内外を問わず、PPEを着用した診療・検体採取訓練や移送訓練等の感染症患者対応の訓練・研修の実施の見込み及び新型コロナ実績を回答ください。

⑥ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下に回答ください。

項目	備蓄予定月数 (単位：〇ヶ月分) ※1	備蓄予定枚数 (単位：枚(手袋は双))	新興感染症発生・まん延時の施設の使 用量2ヶ月分 (単位：枚(手袋は双)) ※2
サージカルマスク	153	当該セルの左の設問 の回答が0より大き い場合、当該セルに ついてご回答くださ い。	154
N95マスク ※3	156		157
アイソレーションガウン ※4	159		160
フェイスシールド ※5	162		163
非滅菌手袋 ※6	165		166

調査項目は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

⑥個人防護具の備蓄

※1「〇ヶ月分」

・備蓄予定量は、全品目2ヶ月分を推奨していますが、「2ヶ月分」以外でも、例えば「1.5ヶ月分」や「3ヶ月分」など、対応可能な備蓄量を回答ください。

・単位は「ヶ月分」ですので、1週間を0.25ヶ月と換算して回答ください。

(例) 10週間分備蓄する場合の回答 → 2.5

※2「新興感染症発生・まん延時の施設の使用量2ヶ月分」

・貴医療機関の施設全体の使用量2ヶ月分を指します。

・特定の感染の波における使用量での2ヵ月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量での2ヵ月分を回答ください。

※3「N95マスク」

・DS2マスクでの代替も可能です。

※4「アイソレーションガウン」

・プラスチックガウンも含まれます。

※5「フェイスシールド」

・再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能で、必要人数分の1日使用量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄を要しません。

※6「非滅菌手袋」

・数量は、双(左右セットで1双)で計上ください。

(例) 100枚入りの製品を100箱備蓄する場合の備蓄予定枚数の回答 → 5000